

札幌司法書士会で

「訪問販売お断りステッカー」を作成しました。

北海道では、北海道消費生活条例およびその施行規則により、玄関先に「訪問販売お断りステッカー」を貼付しているにもかかわらず、それを無視して勧誘する行為は、不当な取引方法として禁止されています。つまり、お断りステッカーを貼付してあるお宅を、業者が勧誘目的でピンポン鳴らす行為は条例違反になるのです！

そこで、札幌司法書士会では、訪問販売トラブルを未然に防ぐため、「お断りステッカー」と訪問販売業者が来た時の対応策を載せた「トラブル回避のアドバイス」を活用した3段階の防止策を呼び掛けています。



サイズ 95x70mm

1 まずは水際で防止！「訪問販売お断りステッカー」で、訪問販売業者を寄せ付けない！！

2 それでも、訪問販売業者が来たときは…

お断りステッカーを貼付していても、それを無視してピンポン鳴らす**悪質な訪問販売業者**が来ることもあるかもしれません。そんなときには、「トラブル回避のアドバイス」を利用して帰ってもらいましょう。

3 「こんなはずでは…。」となったら相談してください！

「業者に押し切られて、断れなかった。」とか「契約しなければよかった…。」と困った時は、「トラブル回避のアドバイス」の裏面に各種相談窓口を紹介しているので、すぐに相談してください。(クーリング・オフ期間経過後でも、契約を取り消せる場合があります。)

札幌司法書士会ではこれまでに、札幌市地域包括支援センターや札幌市の各老人クラブそして町内会等に「お断りステッカー」と「トラブル回避のアドバイス」をお届けしてきました。

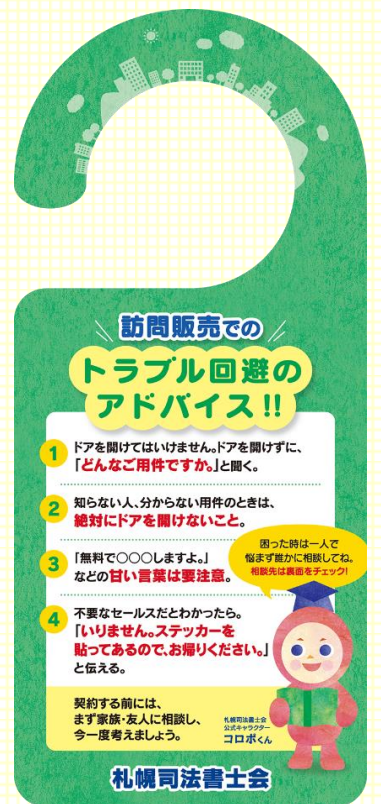
ご希望の方は、下記事務局までお気軽にお問い合わせください。

札幌司法書士会 事務局

電話 011-281-3505

FAX 011-261-0115

「お断りステッカー」と「トラブル回避のアドバイス」のセットの活用で、訪問販売トラブルを未然に防止しましょう！



* 「お断りステッカー」は、はがすときに跡が残りにくい加工がされています。

* 「トラブル回避のアドバイス」は、いつでもすぐに利用できるように、玄関内側のドアノブや室内の目につくところに掛けておいてください。

